

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛 藤 二



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成28年2月24日付け道整第171号で諮問のあったドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務については、
適当であると判断する。
ただし、ドライブレコーダーの使用は、その運用方法によっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「設置及び管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行い、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 3 ドライブレコーダーの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務				
設置車両	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
道路整備課所管の公用車	道路整備課	職員の安全運転意識、運転マナーの向上、交通事故発生時における迅速かつ適切な処理等	公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者	個人が識別できる映像（及び音声） 車両の登録番号が識別できる映像

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）

平成28年2月18日付け道保第589号で諮問のあったドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務については、
適当であると判断する。
ただし、ドライブレコーダーの使用は、その運用方法によっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「設置及び管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行い、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 3 ドライブレコーダーの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

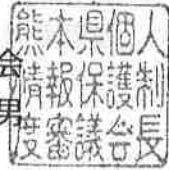
例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務				
設置車両	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
道路パトロール車 （各広域本部及び各地域振興局維持管理（調整）課）	道路保全課	職員の安全 運転意識、運転マナーの 向上、交通事故発生時における迅速かつ適切な 処理等	公用車が通行する道路 周辺の歩行者、車両及び 車両の運転者	個人が識別できる映像（及び音声） 車両の登録番号が識別できる映像

個審議答申第66号
平成28年3月23日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）
平成28年2月18日付け北総第674号で諮問のあったドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務については、
適当であると判断する。
ただし、ドライブレコーダーの使用は、その運用方法によっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、
周知するとともに、厳格な運用を行い、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 3 ドライブレコーダーの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

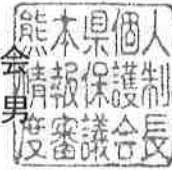
例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務				
設置車両	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報 の内容
県北広域本部所管の公用車	県北広域本部	職員の安全 運転意識、運 転マナーの 向上、交通事 故発生時に おける迅速 かつ適切な 処理等	公用車が通 行する道路 周辺の歩行 者、車両及び 車両の運転 者	個人が識別でき る映像（及び音 声） 車両の登録番号 が識別できる映 像

個審議答申第67号
平成28年3月23日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（答申）

平成28年1月29日付け熊企第432号で諮問のあったドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務については、
適当であると判断する。
ただし、ドライブレコーダーの使用は、その運用方法によっては、個人のプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 2 諮問書に添付された「設置及び管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行い、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 3 ドライブレコーダーの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。

例外的に本人以外から個人情報を収集する事項（第7条第3項）

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務				
設置車両	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
企業局所管の公用車	企業局	職員の安全 運転意識、運 転マナーの 向上、交通事 故発生時に おける迅速 かつ適切な 処理等	公用車が通 行する道路 周辺の歩行 者、車両及び 車両の運転 者	個人が識別でき る映像（及び音 声） 車両の登録番号 が識別できる映 像